○九州地方整備局告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百十号	久留米市山川安居野三丁目一六一六番二から同市山川市ノ上町一六二五番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月十九日

○九州地方整備局告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百十号	由布市挾間町下市字上大六四三五番二から同市挾間町下市字上大六四一九番三まで	九州地方整備局及び大分河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月二十日

○北海道開発局告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　占用を制限する区域　北海道沙流郡平取町振内町二八一番三から同町振内町三五番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月二十日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十一号及び二百七十三号

(三)　占用を制限する区域　北海道河東郡士幌町字士幌西二線一三五番七から同町字士幌西二線一三五番九まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十九日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　占用を制限する区域　北海道足寄郡陸別町字利別川上原野基線西一七番七地内

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十九日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部